

国立大学法人岐阜大学教育学部附属小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成30年4月改定

平成31年3月改定

令和元年7月改定

はじめに

183回国会（常会）においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布され、平成25年9月28日より施行された。国立大学法人岐阜大学（以下本学）は、この法及びいじめ防止等のための基本的な方針（25文科初第814号以下「国の基本方針」という）、関係通知にのっとり、ここに「国立大学法人岐阜大学教育学部附属小学校いじめ防止基本方針」を示す。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを本学は認識し、国立大学法人岐阜大学附属小学校（以下附属小学校）の児童の人権と尊厳を保持するために、本学、本学教育学部、附属学校及び関係諸機関が連携をしながら、ここに示す本方針を推進していく。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

（法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめ解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

（3）基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（4）附属小学校としての基本的な構え

学校が児童に示す4つの約束

- ①意味あることにがんばる子を、先生達は精一杯応援します。
- ②がんばる仲間の足を引っ張る子には、先生達はみんなで指導します。
- ③困ったことがある時は、一番相談しやすい人に相談してください。
- ④先生達は、相談されたら、その日のうちに立ち上がります。

附属学校は創設以来「人間教育」を標榜し、教育活動を行ってきた。この「人間教育」を基盤とし、小学校では、「なかまのしあわせのために よく考え、助け合い、つくりだす、心身ともに健康な子どもの育成をめざす」という学校教育目標を掲げている。この学校教育目標をもとにして、いじめ防止等のための基本理念を次のように掲げる。

- (1) よりよい人間関係の構築
- (2) 積極的な児童理解
- (3) 保護者・関係諸機関との連携

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・学校教育目標に示されている「なかまのしあわせのために」「助け合い」を具現する姿を学校行事に向けた取組や日常生活の中において継続して指導する。
- ・教科等の学習では、主体的・対話的で深い学びを通して、分かる・できる喜びが味わえる授業を展開する。
- ・学年の発達段階に応じて、人権について考えたり、人権に関わった取組を行ったりすることを通して人権やいじめ防止への意識を高める指導を行う。

(2) 道徳教育の日常化

道徳の時間に学習した価値を日常生活につなげるように、日常生活の具体的な姿と照らし合わせながら、児童の道徳的価値観を高める指導をする。

(3) 情報モラル教育の充実

インターネットを通じた誹謗中傷などのいじめを未然に防ぐため、情報モラルに関わる教育を計画的に実施する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・附属小学校におけるいじめを早期発見するため、年間計画に基づいて、「心のアンケート」ならびにQ-Uアンケートを実施する。
- ・「心のアンケート」は、担任→学年主任→生徒指導主事の流れて即座に確認し、管理職を含めた主任会を通して記入事項について共通理解を図る。
- ・いじめの兆候が見られたとき、または疑いがあるときは、速やかに保護者に連絡をする。また、周りの児童からも情報を集める。

(2) 教育相談の充実

学級担任と児童との二者懇談や、児童の行動観察から、いじめの早期発見・早期対応に努める。

(3) 教職員の研修の充実

いじめ防止等のための対策に関する資質向上を目的とした研修を実施する。

(4) 保護者との連携

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を行う。
- ・いじめが確認された場合は「いじめ対策委員会」を開き、いじめをやめさせる。
- ・その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(5) 関係機関との連携

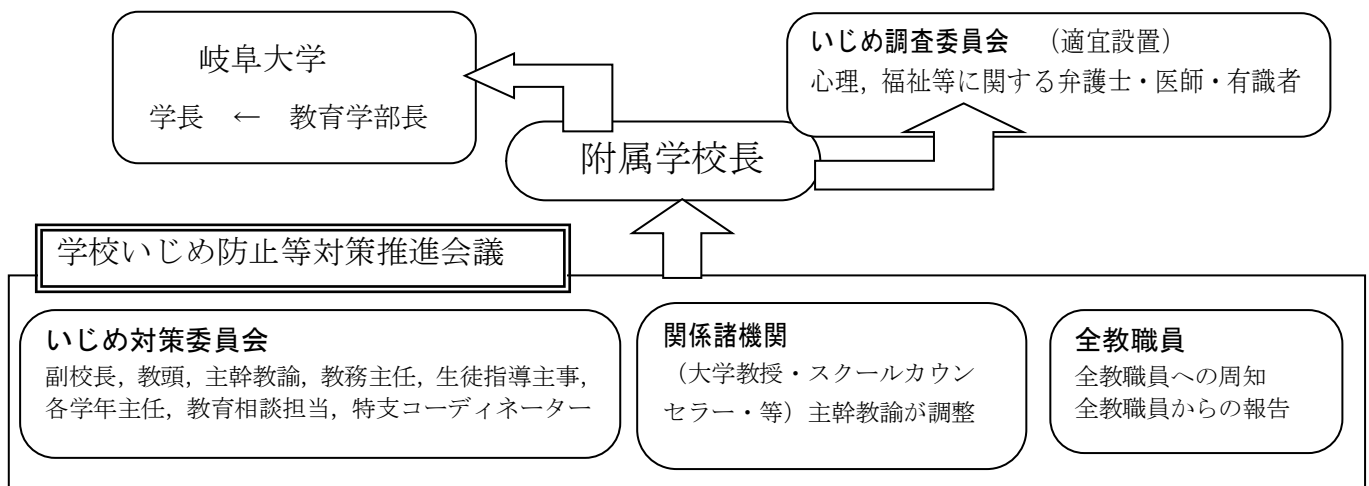
児童が学校生活を送っていく上で、必要が生じた場合には、附属学校のみならず本学、教育学部及び関係諸機関との連携を図りながら、指導にあたる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条に基づき、「いじめ防止」及び「いじめ問題の対応」のために、以下のように、組織を設置する。

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応年間計画学校

「岐阜大学教育学部附属小学校いじめ防止プログラム」

| 月 | 取組内容 | 備考 |
|-----|---|---------------|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 附属小学校ホームページによる「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の発信 職員研修会（第1回職員会の中）の実施（「方針」，前年度の実態と対応等） 外部講師による研修会 「児童理解」交流①② | 「方針」の確認 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> PTA 総会で「いじめ防止に向けた学校方針」説明 「心のアンケート」実施，教育相談の実施 「児童理解」交流①② | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> 第1回 Q-U アンケートの実施，結果分析，教育相談の実施 「児童理解」交流① | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修会（夏休みに向けた職員会の中）の実施 「児童理解」交流① | |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> 「児童理解」交流② | 夏季休業中の指導 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> 個人懇談の実施 「児童理解」交流① | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> 「心のアンケート」実施，教育相談の実施 「児童理解」交流①② | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> 第2回 Q-U アンケートの実施，結果分析 「児童理解」交流① | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談の実施 「児童理解」交流①② | 冬季休業中の指導 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修会（来年度に向けた教育課程職員会の中）の実施 「児童理解」交流①② | |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> 「児童理解」交流①② | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> 個人懇談の実施 今年度の取組の反省と次年度の取組に向けた計画 「児童理解」交流①② | いじめ認知数・解消数の確認 |

* 「児童理解」交流①：毎週月曜日に行う職員打ち合わせの中で行う。

* 「児童理解」交流②：運営委員会・職員会・学年会の中で行う。

* 必要に応じてケース会を実施する。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

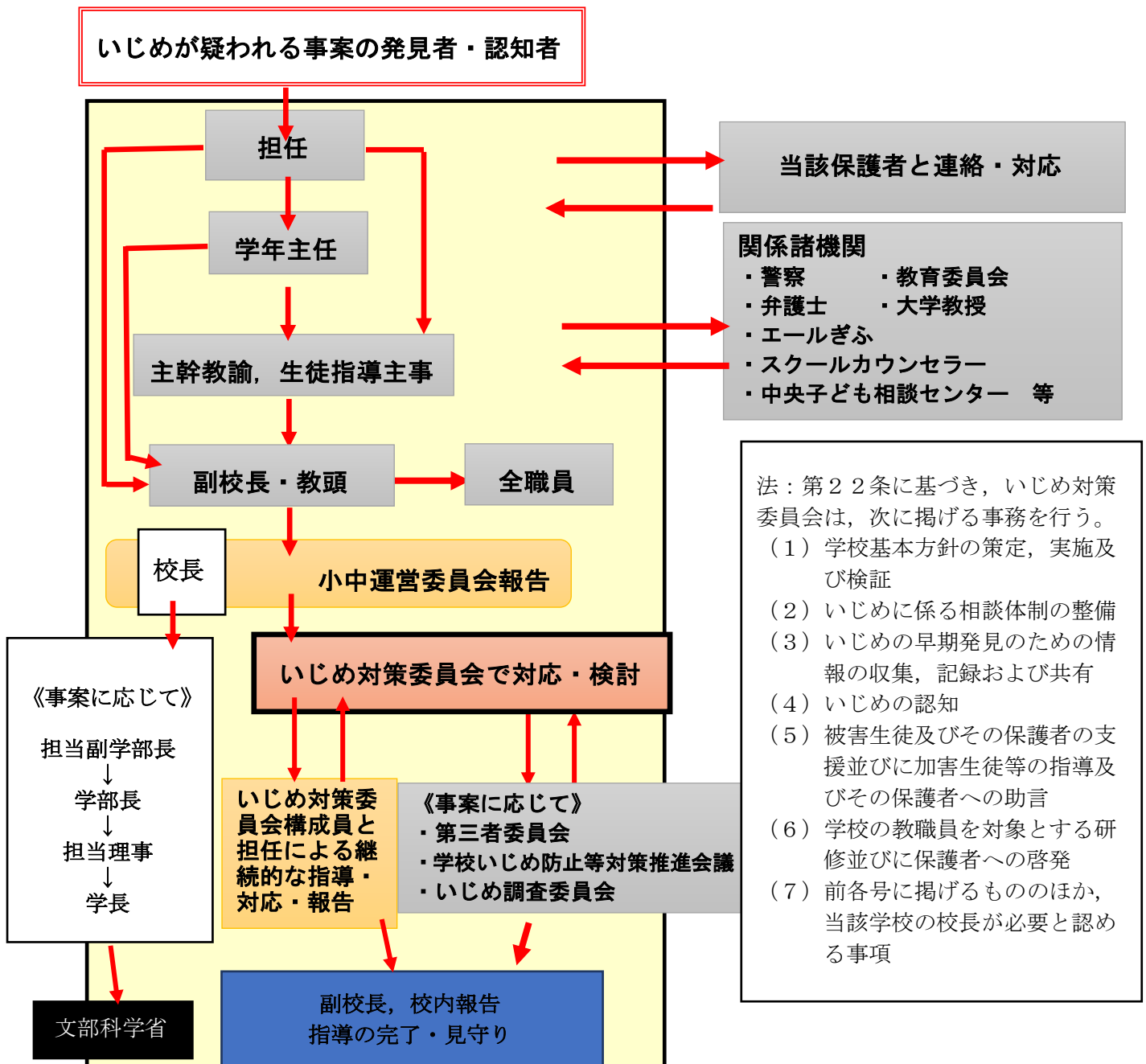
- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、副校長の指導のもと、組織的、かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

〇いじめが疑われる事案が発生した場合の対応は以下のように行う。



(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時については、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・校長から教育学部長を経由し、学長へと報告する。学長は文部科学省へ報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、いじめ調査委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行なった場合は、調査結果について、いじめ調査委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次に2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料は、最低でも当該生徒が卒業するまで保存する。また、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、5年間保存する。